



2021年8月20日

埼玉労働局長
増田 嗣郎 様

生協労連コープネットグループ労働組合

中央執行委員長 占部 修吾

2021年度埼玉県最低賃金の改定決定に関する異議申出書

令和3年8月5日に示された埼玉県最低賃金改正決定（答申）について、同年7月19日付で提出した意見書で示した考えに基づき、答申額は今日最低賃金に求められる水準に比して低額であることについて、次のように異議を申し出ます。

1. 異議申出の主旨

埼玉地方最低賃金審議会は2021年度の最低賃金の改定決定について、時間額を28円引き上げて956円とする答申を行いました。

最低生計費に必要な時間額は埼労連の調査によると1,392円（法定労働時間最長の場合）です。最低賃金は今すぐ1,000円にすべきであり、すみやかに1,392円を実現していくべきです。956円では8時間働いても最低限度の人間らしい生活は保障されません。最低生計費の水準を満たさない最低賃金は働いても貧困と格差を生むものです。生活のためダブルワークや命をも奪う長時間労働を蔓延させます。また、労働力の流出を止めることはできません。

新型コロナ感染拡大による緊急事態を受け、労働時間短縮などに追い込まれている非正規雇用労働者の多くは、現行の休業補償制度では十分ではないため実質的な救済が困難となっています。労働者の生命線である最低賃金の抜本的改善、今すぐ時間額1,000円以上への引き上げを求め、異議申出を行うものです。

2. 異議申出の理由

(1) 最低賃金に求められる水準に比して低額であること

生協で働く労働者の多くが非正規労働者で、その2割が男性非正規時間給者であることは意見陳述でも述べたとおりです。生活するために、ダブルワークや長時間労働をしている非正規労働者は、10月の最低賃金の改定に期待しています。

そもそも、8時間働いても最低生計費に届かない水準の法定最低賃金とすることは、最低賃金法第1条の目的にある「事業の公正な競争の確保」の趣旨に反し、公正取引の観点からも是正すべきものです。中小企業支援については、公益委員のまとめ等において必要性が認識されていることは承知しています。また、貧困・格差是正についての必要性も述べられています。最低賃金は労働者の最低生計費を保障するものという基本的視点を持って改定金額を再諮問することを要請します。

(2) 地域時給格差を是正できない地域別最低賃金の問題

令和2年の最低賃金改定では、コロナ禍では「雇用を守ることが最優先課題」として引き上げ額は0円～3円で全国加重平均1円増にとどまりました。令和3年10月1日の改定額として示された額は28円です。全労連の最低生計費調査は、全国どこでも時給1,500円以上が必要だと明らかにしました。連合では、「連合リビングウェイジ」という生計費調査を行っており、さいたま市在住の単身男性で時給1,052円となっています。早期に1,000円以上はデータとして示されています。菅首相も「より早期に全国加重平均1,000円を目指すことを表明しています。しかし、2020年までに達成するはずだった最低賃金額には、到底及びません。このままでは、地域別最低賃金の格差が縮まらず、より高い最低賃金の地方へ労働力人口の流出と地域経済が疲弊していく問題は、労働組合だけが指摘しているではありません。国会議員の中でも「最低賃金の引き上げは、雇用増へ寄与した」と経済財政諮問会議へ意見書を提出し「地方の最低賃金の底上げ」を提案しています。

最低賃金が全国一律であるなら地域間の賃金格差は是正され、「労働力の県外流出」は止めることができます。また最低賃金をあるべき水準に引き上げることで、労働者は切り詰めた生活から生活関連の消費を多くすることになり、地域経済が活性化していくこととなります。特に、東京都の最低賃金額は1,013円と、最低時給は1,000円を超えています。東京との格差をなくすことで、労働力の流出を押さえ、地域経済の活性化につなげることができると考えます。

地域間格差をなくす「全国一律最賃制」の最低賃金制度の必要性を認識していただき、中央審議会へ意見を上げていただくことを求めます。

3. 審議会委員・専門部会委員の民主的・公正な選任と審議会の民主的運営のための全面的な公開

今回の最低賃金の改定決定額が最低生計費を保障するものにまったく届いていないことの決定的要因として、「地方最低賃金審議会」と「専門部会委員」の中に、当該の時給労働者を多く組織する埼労連傘下の労働組合から一人も選任されていないことを指摘します。労働者側の委員が連合埼玉傘下の労働組合の委員のみで構成されていることは公正とは言えません。

また、審議会は民主性と公正を担保するため公開が原則であるべきです。今年は審議会と専門部会の一部が公開となりましたが、特に重要な引き上げ額審議にかかる「専門部会」の審議は非公開でした。引き上げ額28円の根拠さえわかりません。「地方最低賃金審議会委員」・「専門部会委員」の公正な任命と「専門部会」に関わるすべての審議会の公開を求めます。埼玉地方最低賃金審議会には、憲法・法律で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」「人たるに値する生活」を営める最低生計費の水準を明らかにし、あるべき最低賃金の実現に向けた議論をすることが求められています。改めて審議、検討をしていただけるよう強く求めます。

以上